

令和5年10月13日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

ニトロソアミン類 (NTTP) が検出されたシタグリプチンリン酸塩水和物製剤の使用による健康影響評価の結果等について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医薬局医薬安全対策課及び同局監視指導・麻薬対策課の連名にて各都道府県衛生主管部(局)に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会及び阪府健康医療部を通じ、本会に対しても情報提供がありました。

シタグリプチンリン酸塩水和物製剤については、ニトロソアミン類に分類される化学物質 (7-Nitroso-3-(trifluoromethyl)-5,6,7,8-tetrahydro[1,2,4]triazolo-[4,3-a]pyrazine) が検出されたことを受け、令和4年9月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課、監視指導・麻薬対策課事務連絡「シタグリプチンリン酸塩水和物製剤におけるニトロソアミン類の検出への対応について」により、当該製剤を服用している方への当面の対応について周知が図られております。

本事務連絡は、令和5年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における審議結果を踏まえ、シタグリプチンリン酸塩水和物製剤の服用による健康影響評価、同剤を服用している方々への対応等を取りまとめたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL : 06-6763-7006 / FAX : 06-6764-0267